

令和2年
第2回
定例会

埼玉西部消防組合議会会議録

目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

議 事

月 日 曜日 議 事

7月31日(金)

○議事日程	3
○開会前の挨拶	7
○議員の紹介	7
○監査委員の紹介	7
○開会及び開議の宣告(午後2時03分)	
○議事日程の報告	8
○議席の指定	8
○議会運営委員会委員長報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告	10
○動議	11
○休憩(午後2時15分)	

○再開(午後2時29分)	
○諸般の報告(続き)	12
○議事進行	13
○休憩(午後2時34分)	

○再開(午後2時56分)	
○諸般の報告(続き)	14
○管理者提出議案の上程(議案第11号)	14

○提案理由の説明	14
岸 企画総務部長	
○質 疑	15
○討 論	15
○採 決	15
○管理者提出議案の一括議題（議案第12号・議案第13号）	15
○提案理由の説明	15
岸 企画総務部長	
○質 疑	16
2番 石 本 亮 三 議員	16
○討 論	18
○採 決	18
○管理者提出議案の上程（議案第14号）	18
○提案理由の説明	19
岸 企画総務部長	
○質 疑	20
10番 石 原 昂 議員	20
○討 論	21
○採 決	21
○管理者提出議案の上程（議案第15号）	22
○提案理由の説明	22
岸 企画総務部長	
○質 疑	23
○討 論	23
○採 決	23
○一般質問	23
2番 石 本 亮 三 議員	24
○休 憩（午後3時44分）	
<hr/>	
○再 開（午後4時00分）	
○一般質問（続き）	31
1番 矢 作 いくみ 議員	31
○会議時間の延長	38

○一般質問（続き）	38
14番 永澤美恵子 議員	38
11番 浅野美恵子 議員	45
○休憩（午後4時57分）	
<hr/>	
○再開（午後5時06分）	
○議会運営委員会委員長報告	48
○議事日程の追加	48
○「埼玉西部消防局にハラスメント防止の徹底を求める決議」について	48
○提案理由の説明	48
11番 浅野美恵子 議員	
○質疑	49
○討論	49
○採決	50
○閉会中の継続審査の申し出について	50
○休憩（午後5時12分）	
<hr/>	
○再開（午後5時25分）	
○議会運営委員会委員長報告	51
○議事日程の追加	51
○議長辞職の件	51
○議長退任の挨拶	52
○議事日程の追加	52
○議長選挙について	53
○議長就任の挨拶	53
○休憩（午後5時34分）	
<hr/>	
○再開（午後5時43分）	
○議会運営委員会正副委員長の互選結果	55
○副議長辞職の件	55
○副議長退任の挨拶	56
○議事日程の追加	56
○副議長選挙について	56

○副議長就任の挨拶	57
○休憩（午後5時50分）	
<hr/>	
○再開（午後5時54分）	
○議会運営委員会委員長報告	58
○議事日程の追加	58
○管理者提出議案の上程（議案第16号）	58
○提案理由の説明	58
藤本 管理者	
○質疑	59
○討論	59
○採決	59
○動議（議員提出議案）	59
○休憩（午後6時00分）	
<hr/>	
○再開（午後6時49分）	
○議会運営委員会委員長報告	61
○管理者挨拶	61
○閉会（午後6時54分）	
<hr/>	

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第5号

令和2年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

令和2年7月17日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 令和2年7月31日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応招・不応招議員

令和2年第2回定例会

応招議員

1番	矢 作 いづみ	議員	2番	石 本 亮 三	議員
3番	福 原 浩 昭	議員	4番	齋 藤 誠	議員
5番	中 村 正 義	議員	6番	田 村 秀 二	議員
7番	大川戸 岩 夫	議員	8番	吉 本 新 司	議員
9番	中 毅 志	議員	10番	石 原 昂	議員
11番	浅 野 美 恵子	議員	12番	鈴 木 洋 明	議員
13番	宮 岡 治 郎	議員	14番	永 澤 美 恵子	議員
15番	加 涌 弘 貴	議員	16番	野 田 直 人	議員

不応招議員

なし

令和2年7月31日（金曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議事日程の報告
 - 4 議席の指定
 - 5 議会運営委員会委員長報告
 - 6 会議録署名議員の指名
 - 7 会期の決定
 - 8 諸般の報告
 - 9 管理者提出議案の上程（議案第11号）
 - 10 管理者提出議案の一括議題（議案第12号・第13号）
 - 11 管理者提出議案の上程（議案第14号）
 - 12 管理者提出議案の上程（議案第15号）
 - 13 一般質問
 - 14 議会運営委員会委員長報告
 - 15 議事日程の追加
 - 16 「埼玉西部消防局にハラスメント防止の徹底を求める決議」について
 - 17 閉会中の継続審査の申し出について
 - 18 議会運営委員会委員長報告
 - 19 議事日程の追加
 - 20 議長辞職の件
 - 21 議事日程の追加
 - 22 議長選挙について
 - 23 議会運営委員会正副委員長の互選結果
 - 24 副議長辞職の件
 - 25 議事日程の追加
 - 26 副議長選挙について
 - 27 議会運営委員会委員長報告
 - 28 議事日程の追加
 - 29 管理者提出議案の上程（議案第16号）
 - 30 管理者挨拶
 - 31 閉 会
-

本日の出席議員 16名

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 矢作 いづみ 議員 | 2番 | 石本 亮三 議員 |
| 3番 | 福原 浩昭 議員 | 4番 | 齋藤 誠 議員 |
| 5番 | 中村 正義 議員 | 6番 | 田村 秀二 議員 |
| 7番 | 大川戸 岩夫 議員 | 8番 | 吉本 新司 議員 |
| 9番 | 中 毅志 議員 | 10番 | 石原 昂 議員 |
| 11番 | 浅野 美恵子 議員 | 12番 | 鈴木 洋明 議員 |
| 13番 | 宮岡 治郎 議員 | 14番 | 永澤 美恵子 議員 |
| 15番 | 加涌 弘貴 議員 | 16番 | 野田 直人 議員 |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本正人	管理者	田中龍夫	副管理者
大久保勝	副管理者	小谷野剛	副管理者
谷ヶ崎照雄	副管理者	岸文隆	消防局 企画総務部長
町田昭	消防局長 警防部長	荻野透	消防局 消防署統括監兼 所沢中央 消防署長
小山幸一	消防局 警防部次長兼 警防課長	菅原充一	消防局 警防部通信指令 センター長兼 指令管理課長
上松年通	消防局 警防部参事兼 予防課長	粕谷実	所沢東 消防署長
酒井英男	狭山消防署長	大舘典夫	入間消防署長
酒井栄二	飯能日高 消防署長	日高賢	消防局 企画総務部 企画財政課長
須田雅之	消防局 企画総務部 総務課長	河野文代	消防局 企画総務部 契約会計課長
金子誠	消防局 警防部 救急課長	渡邊豪	監査委員

午後2時03分開会

出席議員 16名

1番	2番	3番	4番	5番	6番
7番	8番	9番	10番	11番	12番
13番	14番	15番	16番		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

管理者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消防局企画総務部長	消防局警防部長	
消防局消防署統括監兼所沢中央消防署長	消防局警防部次長兼警防課長		
消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長	消防局警防部参事兼予防課長		
所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長	飯能日高消防署長
消防局企画総務部企画財政課長	消防局企画総務部総務課長		
消防局企画総務部契約会計課長	消防局警防部救急課長	監査委員	

◎開会前の挨拶

○田村秀二議長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、埼玉西部消防組合議会定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

◎議員の紹介

○田村秀二議長 まず初めに、所沢市から選出されている議員2名に変更がありました。

石原議員、浅野議員より御挨拶をお願いいたします。

石原議員。

○石原 昂議員 皆様、改めましてこんにちは。

所沢市から選出されました石原昂と申します。

管理者を初め、消防職員の皆様、議長を初め消防議会の皆様、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○田村秀二議長 続いて、浅野議員。

○浅野美恵子議員 所沢市から選出されました浅野美恵子です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎監査委員の紹介

○田村秀二議長 続きまして、埼玉西部消防組合監査委員に渡邊豪氏が就任されましたので、御挨拶をお願いいたします。

〔監査委員（渡邊 豪）登壇〕

○渡邊 豪監査委員 ただいま田村議長に御紹介いただきました税理士の渡邊豪でございます。令和2年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会におきまして議員の皆様には監査委員の選任の御同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

既に大変な重責を感じながら職務を全うしているところではございますが、今までの経験を生かし、消防組合の監査に公正かつ厳格に推進してまいり所存でございます。

議員の皆様、消防組合の執行部の皆様、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で紹介を終わります。

○田村秀二議長 ここで、書記長から事務連絡を行います。

北山書記長。

○北山書記長 事務連絡を申し上げます。

本日、議席に次回の議会日程を配付させていただきました。次回の議会日程につきましては、全員協議会を令和3年1月19日火曜日午前10時、第1回定例会を1月29日金曜日午後2時に開会を予定しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

◎開会及び開議の宣告

○田村秀二議長　ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

初めに、森田浩之消防長が都合により、欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○田村秀二議長　本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

◎日程第1 議席の指定

○田村秀二議長　日程第1、議席の指定を行います。

このたび所沢市から選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長において指名いたします。

議員の議席番号と氏名を書記長に朗読させます。

北山書記長。

〔書記長朗読〕

○北山書記長　朗読いたします。

議席番号、次に名前を申し上げます。

10番 石原昂議員。

11番 浅野美恵子議員。

以上でございます。

◎日程第2 議会運営委員会委員長報告

○田村秀二議長　日程第2、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、福原議員。

〔3番（福原浩昭議員）登壇〕

○福原浩昭議会運営委員会委員長 令和2年第2回埼玉西部消防組合議会定例会の議事運営につきまして、本日議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策として検温を行い、37.5度以上ある場合は入室を御遠慮いただくことを確認いたしました。併せて座席の間隔を空け、出入口及び窓の一部を開放するほか、議員、執行部ともにマスク着用の上で出席することを確認いたしました。

次に、会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付してありますように、まず会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、議案第11号の条例の一部改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第12号及び議案第13号の財産の取得について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。財産取得に対する議案質疑通告者は1名となっております。

次に、議案第14号の決算認定について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。決算認定に対する議案質疑通告者は1名となっております。

次に、議案第15号の補正予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、一般質問を行います。なお、通告者は4名となっております。

最後に、閉会中の継続審査の申し出について諮り、閉会の予定です。

以上概要を申し上げましたが、提案されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただけますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○田村秀二議長 以上で、報告を終わります。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○田村秀二議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

5番 中村正義 議員

16番 野田直人 議員

以上2名の方を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○田村秀二議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○田村秀二議長 日程第5、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組合一般会計に係る例月出納検査について、令和2年4月分から6月分までの結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、専決処分報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記長に朗読させます。

〔書記長朗読〕

○北山書記長 朗読いたします。

埼玉西消企第82号

令和2年7月31日

埼玉西部消防組合議会

議長 田村秀二様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

令和2年第2回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第11号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第12号 高規格救急自動車の取得について

議案第13号 高度救命処置用資機材の取得について

議案第14号 令和元年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 令和2年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）

以上で朗読を終わります。

○田村秀二議長 次に、地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者　本日ここに、令和2年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集賜り、提出いたしました議案について御審議いただきますこと、厚く御礼申し上げます。

先ほど御紹介がありましたとおり、所沢市においては選出議員の改選があり、新たに石原昂議員、浅野美恵子議員に本組合議会議員として御就任いただきました。今後とも本組合の運営に当たり、特段の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、初めに御報告せねばなりません。本日付けをもって、消防長より辞職願が提出され、これを受理いたしました。御報告申し上げます。

さて、本定例会の提出議案ではありますが、決算の認定を初め、条例改正が1件、財産の取得が2件、補正予算が1件であります。

なお、令和元年度埼玉西部消防組合一般会計の決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して御提出するものであります。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長　以上で諸般の報告を終わります。

◎動　議

〔「動議」と言う人あり〕

○田村秀二議長　賛同者、いらっしゃいますか。

〔「賛同いたします」と言う人あり〕

○田村秀二議長　動議の内容は。

○野田直人議員　動議の内容について申し上げます。

議事日程が決定している中、大変恐縮ではございますけれども、議会運営等の確認のために、また、ただいま管理者から消防長の辞職願が出されて、これを受理したと、それだけの説明しかなかったことに対して、議長に休憩を求め、代表者会議等の開催をしていただくようお願いをいたします。

◎休憩の宣告

○田村秀二議長　暫時、休憩いたします。

それでは、代表者の皆さん、お集まりください。

午後2時15分休憩

午後 2 時 2 9 分再開

出席議員 1 6 名

◎再開の宣告

○田村秀二議長 会議を再開いたします。

◎諸般の報告（続き）

○田村秀二議長 休憩中に代表者会議を開催し、野田議員から藤本管理者にもう一度質問したい、詳しく聞きたいとの要望を了解いたしましたので、発言を許します。

野田議員。

○野田直人議員 議員の皆様、そして職員の幹部の皆様には、議事日程が決定している中、大変恐縮でございますけれども、ここで再度、管理者に対しまして答弁を求めるために発言をさせていただきます。

先ほど管理者からは、森田消防長から私のところに辞職願が出された、それを受理した、それだけの説明しかありませんでした。確かに今回の一般質問の多くはハラスメント等についての一般質問が多いので、それを考慮しても、最初の管理者の挨拶の中で、大変遺憾であったとか、多少なりとも説明がなければ、何で辞職をしたのかも一切分かりません。

ですから、ここで管理者のほうから、いろいろマスコミ等も入っておりますから、個人情報関係もあるのかどうか分かりませんが、きちんと議員、あるいは多くの人に分かりやすく説明をするべきではないかということをお願いしまして、今のような議長からのお話になったと思います。

管理者におかれましては、私たちが納得できるような発言をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○田村秀二議長 藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 お答えいたします。

何で辞めたのか、そして私はどう思っているのかという御質問でありますけれども、本人の申出により今朝辞表が提出されました。それ以上のことを私が現在申し上げることはできません。

なお、一般質問でそれに関する御質問はいただいておりますので、そこでまた答えられることについてはお答えしたいと思います。

以上です。

〔「議事進行」と言う人あり〕

◎議事進行

○田村秀二議長 野田議員。

○野田直人議員 ただいま議長に対して議事進行をかけさせていただきましたので、議長の見解をいただければと思います。

ただいま管理者から、消防長のことについてお話がありました。私だけではなく、ここに各5市の皆さんが来られていますけれども、大変びっくりしたのではないかなと思うのは私だけではないような気がします。

なぜ管理者のほうからはただそれだけですと、いろいろなことはもう既に管理者のところには手紙等もいっているわけですので、一々細かい説明はいいにしても、ある程度のことについて管理者は答えるべきではないかと、これでは何となく開き直って言っているような気がしてなりません。もう少しそういうことに、被害を受けた女性もたくさんいるわけですので、管理者として、議長を通して議長に見解を聞かさせていただきます。よろしく議長、お願いします。

◎休憩の宣告

○田村秀二議長 暫時、休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後 2 時 5 6 分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○田村秀二議長 会議を再開いたします。

◎諸般の報告（続き）

○田村秀二議長 藤本管理者。

○藤本管理者 このたびの件については非常に残念であり、そして遺憾であります。

○田村秀二議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 6 管理者提出議案の上程（議案第 11 号）

○田村秀二議長 日程第 6、議案第 11 号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読を省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 提案理由については、岸企画総務部長から説明願います。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 議案第 11 号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案書 1 ページ、議案資料 1 ページを御覧ください。

本組合の予防業務は、消防法令及び埼玉西部消防組合火災予防条例に基づき、主に管轄消防署長の権限で実施しておりますが、令和 3 年 4 月 1 日から「消防長又は消防署長」の権限において実施できるようにするため、同条例中の「消防長」及び「消防署長」を「消防長又は消防署長」に改めるほか、同条第 16 条第 1 項中の日本産業規格に定義規定を加える必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案資料 3 ページから 14 ページに新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で議案第 11 号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑を願います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより採決いたします。

議案第11号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 管理者提出議案の一括議題（議案第12号・議案第13号）

○田村秀二議長 日程第7、議案第12号「高規格救急自動車の取得について」、議案第13号「高度救命処置用資機材の取得について」を一括して議題といたします。
議案の朗読を省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 提案理由について、岸企画総務部長から説明願います。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 議案第12号「高規格救急自動車の取得について」並びに議案第13号「高度救命処置用資機材の取得について」、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第12号「高規格救急自動車の取得について」でございますが、議案書の5ページと議案資料の15ページを御覧ください。

所沢東消防署、入間消防署藤沢分署及び飯能日高消防署高萩分署に配置しております高規

格救急自動車3台は、埼玉西部消防組合車両管理要綱に基づく車両更新期間の8年を満了すること、また、救急需要の増加に伴い、車両への負担が極めて大きくなっていますことから、現在の車両を更新するものでございます。

契約金額は5,187万6,000円で、納入業者につきましては、埼玉トヨタ自動車株式会社でございます。

なお、入札の結果を議案資料の17ページ、完成予想図を19ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

次に、議案第13号「高度救命処置用資機材の取得について」でございますが、議案書の7ページと議案資料の21ページを御覧ください。

先ほど議案第12号で御説明申し上げましたが、所沢東消防署、入間消防署藤沢分署及び飯能日高消防署高萩分署に配置しております高規格救急自動車3台を更新するに当たり、車両に積載いたします高度救命処置用資機材を併せて更新するものでございます。

この資機材は、救急救命士が行う特定行為などに使用する高度救命処置用資機材として気道確保用資機材、ビデオ喉頭鏡、半自動体外式除細動器、輸液用資機材、血中酸素飽和度測定器など、救急現場で高度な救命処置を行うためのものであります。

契約金額は3,696万円で、納入業者につきましてはエイバン商事株式会社でございます。

なお、入札結果を議案資料の23ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で議案第12号及び議案第13号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑を願います。

2番、石本議員。

○石本亮三議員 それでは、議案第12号のほうの議案質疑をさせていただきます。

この高規格救急自動車の取得についてです。今回、所沢東消防署、入間消防署藤沢分署、そして飯能日高署高萩分署の3台の取得についてですけれども、ヒアリングなどで聞きますと、入間消防署藤沢分署の分の車両は9年たって1年超えて、更新時期が本当は8年なのに、9年たって今回更新に至っているわけです。議案提案の際の全員協議会的时候には、更新時期を迎えたというふうな御説明がありました。5月の臨時会的时候には水槽付きの消防ポンプ車が更新時期の15年を超えたものがあるということで提案されたわけですが、このときの1台がやはり更新時期15年を1年超えて、16年たってからになっていました。

そこで、更新時期の8年を超えている車両がある理由、これをまず伺いたいと思います。

○田村秀二議長　ただいまの質疑に対し、町田警防部長に答弁を求めます。

○町田警防部長　お答えいたします。

更新基準を超えた理由でございますが、更新台数は予算の平準化を目的といたしまして1年度当たり3台で計画しております。当該車両は、令和元年度に更新予定ではありましたが、予算編成期に車両の確認をしたところ、状態がよかったことから、令和2年度に更新予定であった車両と入替えを行った結果、更新基準を1年超えたものでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長　石本議員。

○石本亮三議員　それでは、2回目です。

そうすると、当然本来更新するべき時期の車両が1年待ったわけですから、メンテナンスが必要だったと思うんですけども、更新基準を1年超えた車両のメンテナンスの状況についてどうだったのか伺いたいと思います。

○田村秀二議長　答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長　お答えいたします。

更新基準を超えた車両のメンテナンス状況でございますが、これは全ての救急車両共通でございまして、日常の運行前点検、6か月ごとの法定点検により、車両の性能維持と故障予防を図り、安全運行の確保に努めているところでございます。

当該車両は、現在走行距離が23万キロを超えておりますが、法定点検時に消耗部品を適宜交換するなど適切な管理に努めており、運行に支障を来すような修繕は発生していない状況でございます。

以上でございます。

○田村秀二議長　石本議員。

○石本亮三議員　それでは、これで最後の質疑にしますが、広域の際に、広域をすれば財政基盤が強くなるから、こういう車両の更新なども順調にいくんだというふうなことを以前私は説明をされてきました。実際、今全国的に見ますと救急車両の更新で大変苦勞されている自治体とか一部事務組合が全国的にあるわけです。最近更新されてきている車両というのは全部広域以前に各構成市の消防のときに購入された車両の更新を迎えてきているわけです。そこで、先ほど予算の平準化ということもありますけれども、そういう御説明というのが当時余りされてなかったというのが私は正直に記憶するところですが、伺いたいのは、そもそも広域の際にどのような車両の更新計画がされたのか。これはなかなか分からない部分があるので、そこを御説明いただいて、議案質疑を終わりたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 広域前の車両につきましては、現在、当組合で保有しています救急車両は26台ございます。常時稼働しているのは21台、非常用が各署に1台、合計で5台ございます。この26台を、先ほど申しました更新基準8年で更新しているところでございます。

更新要綱の更新基準はこれは目安でございまして、これに基づきまして10か年の車両整備計画を策定しております。

なお、車両整備計画実施につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、予算編成期に車両の状態を該当する年度、翌年度併せて確認をいたします。その中で更新の順位を決めまして、平準化のために1年度に3台ということでやっておりますので、今まで年度途中で故障して使えなくなってしまうという事案も発生しておりませんし、非常用も5台あることから、その中でしっかりと整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 以上で石本議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより議案第12号「高規格救急自動車の取得について」、議案第13号「高度救命処置用資機材の取得について」、一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 管理者提出議案の上程（議案第14号）

○田村秀二議長 日程第8、議案第14号「令和元年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決

算の認定について」議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 提案理由について、岸企画総務部長から説明を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 議案第14号「令和元年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により調製いたしました歳入歳出決算につきまして、同条第2項による監査委員の審査に付し、その意見を付けて、同条第3項の定めるところにより、議会の認定をいただきたく、御提案を申し上げるものでございます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

お配りしております「令和元年度歳入歳出決算書」の4ページ及び5ページを御覧ください。

令和元年度の一般会計歳入歳出につきましては、歳入総額が104億384万7,138円、歳出総額は101億2,481万301円、歳入歳出差引額は2億7,903万6,837円となっております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

決算書の10ページ及び11ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、収入済額94億6,245万7,344円で、構成比は91%となっており、内容は構成市からの共通負担金、単独負担金、その他の市負担金等でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金は、収入済額4,409万9,000円で、構成比は0.4%となっており、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、支援車及び高規格救急自動車の更新整備に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、6款組合債、1項組合債は収入済額5億6,680万円で、構成比は5.4%となっており、内容は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、支援車、高規格救急自動車の整備事業債及び飯能日高消防署多目的施設、所沢中央消防署トイレ施設改修事業債並びに高機能通信指令システム一部更新による通信指令装置更新事業債でございます。

以上によりまして、歳入合計は、予算現額104億4,077万2,000円に対し、収入済額は104億384万7,138円で、99.6%の収入率となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

決算書の12ページ及び13ページを御覧ください。

3款消防費、1項常備防費は、支出済額92億1,989万8,422円で、構成比は91.1%となり、

主な内容は職員給与費、指令業務費及び警防活動事業に係る経費でございます。

次に、4款公債費、1項公債費は、支出済額5億9,285万4,526円で、構成比は5.9%となっており、内容は組合債の元金償還金及び利子償還金でございます。

以上によりまして、歳出合計は、予算現額104億4,077万2,000円に対し、支出済額は101億2,481万301円で、97%の執行率となっております。

なお、歳入歳出決算の詳細につきましては、18ページから77ページまでの「事項別明細書」、81ページの「実質収支に関する調書」、85ページから89ページまでの「財産に関する調書」、また、別冊としてお配りしております「令和元年度主要な施策の成果説明書」を御確認いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑を願います。

10番、石原議員。

○石原 昂議員 それでは、決算の認定について、私からは2款1項1目消防使用料について伺います。

この庁舎目的外使用料とは主にどのような使用料になるのか。そして過去5年間の収入額についてお示しいただきたいと思います。

○田村秀二議長 ただいまの質疑に対し、岸企画総務部長に答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

初めに、庁舎目的外使用料につきましては、主に消防庁舎に設置されている飲料用自動販売機の電気使用料となっております。

次に、過去5年間の収入済額につきましては、平成27年度が160万7,406円、平成28年度が167万753円、平成29年度が174万9,808円、平成30年度が169万9,897円、令和元年度は157万6,453円となっております。

以上でございます。

○田村秀二議長 石原議員。

○石原 昂議員 また、昨今のコロナウイルスの影響下におきましては、今後税収減が予想されるわけですが、こちらの使用料収入の使途について伺いたしたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

使用料につきましては、各消防署の消防施設管理事業に充当し、各消防署・分署の庁舎修繕など消防施設の維持管理に使用しております。

以上でございます。

○田村秀二議長 石原議員。

○石原 昂議員 自動販売機の使用料を施設の維持管理に使用しているとのことでありましたけれども、今後さらなる歳入確保のために、電気使用料のみではなくて、場所代に相当するものとして飲料メーカーから土地使用料を徴収するなどの検討が必要と思われませんが、その御見解を最後に伺いたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

現在本組合に設置している飲料用の自動販売機は、主に職員及び講習会等の来庁者が使用する目的で設置していることから、使用料に関する要項の規定に基づき土地使用料等は免除し、電気料のみを徴収しております。

議員御指摘の土地使用料の徴収について、構成市及び近隣の消防本部に伺ったところ、設置の目的に応じて使用料を徴収していることが確認できましたので、今後における土地使用料の徴収については、設置の目的や利用状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田村秀二議長 以上で石原議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長　これより採決いたします。

議案第14号「令和元年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第9　管理者提出議案の上程（議案第15号）

○田村秀二議長　日程第9、議案第15号「令和2年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長　提案説明について、岸企画総務部長から説明を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長　議案第15号「令和2年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の11ページと議案資料の25ページを御覧ください。

今年度更新いたします、所沢中央消防署配置のはしご付消防自動車及び入間消防署藤沢分署配置の高規格救急自動車については、現在、緊急消防援助隊の登録隊でございます。登録車両2台と高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材について、令和2年度当初予算編成後に、更新登録隊として緊急消防援助隊設備整備費補助金7,047万7,000円が交付決定されました。また、新たに、寄附金1億3,698万5,000円が収入されました。

これを受け、議案書12ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金に7,047万6,000円、7款寄附金、1項寄附金に1億3,698万5,000円をそれぞれ増額、6款組合債、1項組合債を1億3,780万円減額、13ページ、歳出、5款予備費、1項予備費に6,966万1,000円を増額するものでございます。

また、歳入、6款組合債、1項組合債1億3,780万円の減額に伴います地方債の補正につきましては、議案資料の15ページ、第2表地方債補正のとおりでございます。

次に、令和元年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定を受けまして、剰余金2億7,903万9,000円を歳入繰越金として2億7,903万4,000円を増額し、これを組合構成市への前年度分負担金の返還金とするものでございます。

これに伴い、議案書12ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、4款繰越金、1項繰越金

2億7,903万4,000円を増額、13ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費2億7,903万4,000円を増額するものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書を議案書の16ページ以降に、令和元年度繰越金内訳表を議案資料の27ページに、令和2年度（当初）緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定通知書の写しを議案資料の29ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより採決いたします。

議案第15号「令和2年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 一般質問

○田村秀二議長 日程第10、一般質問に入る前に一言申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、また、これに対する答弁も要点を

簡明に述べていただくようお願いいたします。

なお、タイマーが置かれておりますが、質問、答弁を含めて30分です。3分前にブザーが鳴りますので、御了承願います。

これより、埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は4名であります。

お手元に配付してあります通告書のとおり、順次質問を許します。

まず、2番、石本議員。

○石本亮三議員 それでは、私は大きく2項目で、1項目めが新型コロナ禍における対応と消耗品の状況について、2項目めが人事交流について伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に対応する救急隊員等の御苦労というのは想像を絶すると思うんですけども、よく医療機関とか介護施設の方の御苦労はニュースになるのですが、一番最初にそういうリスクに遭遇する可能性もあるということで大変御苦労があると思います。

伺いたいのは、救急隊員等の感染防止対策はどのように行われてきたのか。また、平時の感染防止対策と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に違いがあれば、まずお示しいただきたいと思います。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対して、町田警防部長に答弁願います。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

本組合における感染防止対策は、全ての救急事案において、ヘルメット、サージカルマスク、感染防止衣の上衣、ディスポーザブルグローブを着装する標準予防策を講じて活動することとしております。

また、新型コロナウイルス感染患者、若しくはその感染が疑われる患者に対応する感染防止対策につきましては、狭山保健所と協議した上で、先ほど申しました標準予防策に加え、ゴーグル及び感染防止衣のズボンを着装するとともに、サージカルマスクに替えて、より防護性が高いN95マスクを着装し活動することとしております。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 それで参考までに伺いたいのですが、令和2年上期における救急出動件数はどのように推移したのか。そしてまた新型コロナウイルスの疑いが最初から分かっていた出動件数、そして搬送後、陽性患者であったと判明した件数、消防署ごとにお示しいただきたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

平成2年1月から6月までの救急出動状況ですが、総出場件数は1万6,725件であり、前年同期と比較し1,990件減少しております。

また、同期間における新型コロナウイルス感染症疑いのお場件数は231件であり、医療機関に搬送後、陽性と判明した件数は11件でした。11件の内訳につきましては、所沢中央消防署管内で4件、所沢東消防署管内で4件、狭山消防署管内で3件でございます。

なお、この11件を含めまして、陽性者の搬送は47件でございます。47件の内訳につきましては、所沢中央消防署19件、所沢東消防署11件、狭山消防署10件、入間消防署5件、飯能日高消防署2件でございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 結局231件コロナに関連して出動して、合計で47件ですか、そのうちの11件は搬送後に分かったということで、やはり改めて救急隊員さんの職場は大変リスクがあるんだなということが分かりました。

それで今回資料請求させていただきましたけれども、消耗品の備蓄について、サージカルマスクとN95マスクとフェイスガード、マックスガード、この4種類、私は資料請求させていただきました。

ちょっと一つ紹介すると、サージカルマスクだと所沢中央消防署の令和2年3月31日時点で備蓄の枚数は5,580枚、所沢東消防署は2,550枚、狭山消防署は1,159枚、入間消防署は1,550枚、飯能日高消防署は2,241枚ということではばらつきがあります。ですから、サージカルマスクでいくと備蓄の枚数が一番多いのは所沢中央消防署なんですけど、例えばN95マスクですと、具体的枚数は言いませんが、入間消防署が備蓄枚数が一番多い。フェイスガードになると今度は飯能日高消防署が一番備蓄の枚数が多い。マックスガードになると今度は狭山消防署の備蓄が一番多いということで、消耗品のばらつきが見られます。耳にしたところによりますと、消防署間で消耗品の振り分けのような在庫調整が行われているのではないかという話ですけれども、その辺どうなっているのか確認させていただきたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特にサージカルマスク、こちらの供給が滞りまして、発注できなかったことから、御指摘のとおりばらつきが生じております。所沢中央消防署は購入できたのですけれども、その他のところは供給がストップしてしまったので購入できなかったということではばらついたものでございます。

そのためにマスクが不足するおそれも考えられましたので、一時的な措置といたしまして、在庫数を確認して振り分けを行っております。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 今、振り分けという言葉をお使いになっていますが、私は最初貸し借りをしているんですかというヒアリングをしていたわけですがけれども、実際振り分けが行われているということは今の御答弁でも分かったわけです。

そもそも消耗品の備蓄に関して私は基準があると思っていたんですよ。ある一定の枚数が減ったら発注するという基準があるのかと思ったら、どうもそういうものはなくて、各消防署の判断に委ねている部分もあるということが分かったのですが、そこで改めて確認させていただくのですが、ばらつきが生じないように基準というのは設けているのでしょうか。確認させていただきます。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

感染防止に係る消耗品の備蓄基準でございますが、消防署所で車両数、出場件数に相違があることから、消防署ごとに備蓄に関する目安を設けて在庫管理をしております。組合としての備蓄基準は現在定められてはおりません。

なお、コロナ禍において消耗品が実際に不足してしまうような事態には至っておりませんので、各消防署の備蓄数は、おおむね適切であったと考えているところでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 分かりました。

次に伺いたいのですが、コロナ禍において、マスク等の消耗品というのが世界的に供給不足になったというのはもう皆さん御存じのことかと思いますが、調達状況というのが改めてどうだったのか。例えば特別に購入するルートがあったのか。また購入価格が納期に影響が生じたのであれば、具体的に示していただきたいと思います。

また、もしあれば、有事の際、別の購入ルートなどあるのであれば、その辺の見解も含めて伺いたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

消耗品の調達状況でございますが、本組合に有事の際に優先的に供給を受けるような特別

な購入ルートはございません。したがって、サージカルマスクはおよそ3か月間、入手困難な状態が続きました。これを受けて、署所の不足が生じないように組合全体での在庫管理に切り替えているところでございます。

現在は、おおむね購入可能な状況にあります。原材料費の高騰を受け、価格が5倍程度上昇している状況でございます。また、入荷状況が安定しておりませんので、納品実績のある取扱い業者数社から入荷情報を提供いただき、適宜発注し、補充しているところでございます。

また、サージカルマスク以外の消耗品につきましては、当面の在庫は十分に確保できている状況でございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 この項目、次が最後の質問にしますけれども、なぜ最初備蓄の基準とか定めているのではないかと思っていたのかと言うと、広域というのは新型インフルエンザの流行の後に広域をしたわけです。ですから、あの当時、今の新型コロナウイルスほどではないのですが、あのときもかなりパンデミックではないですが、感染者が相当多かったわけですね。

そこで伺いたいのが、これら新型インフルエンザ感染症の教訓として講じた対策というのはどのようなものがあつたのか、お示しいただきたいのと、また、改めて今回の新型コロナウイルスを踏まえて、消耗品の管理など新たに気づいた視点があれば、見解を伺いたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

過去の教訓により講じた対策でございますが、新型インフルエンザでは、パンデミックにより救急需要の増大が想定されることから、救急業務等を適切に継続できる体制を確保するため、感染症に特化した業務継続計画を策定しております。

次に、新型コロナウイルス感染症での気づきでございますが、主なものを2つ申し上げますと、1つは、感染拡大の初期段階では、医療機関の受入れ体制の構築が間に合わず、遠隔地搬送による長時間出勤が発生いたしました。本組合では、先ほど申し上げました業務継続計画に基づきまして、感染拡大期と判断し、救急体制維持のため、交替制勤務職員の日勤日を活用し、新型コロナウイルス感染患者を搬送する指定隊を編成し対応いたしました。

もう一つは、世界的な感染防止対策物品の供給不足など、不測の事態を想定した消耗品の適正管理でございます。現在、組合における備蓄計画を早急に策定できるように準備を進め

ているところでございます。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の終息は未だ見通せないことから、新規感染者も増加傾向にあります。これまでに得た教訓を踏まえ、早急に検証して、今後のさらなる感染拡大や新たな感染症にも適切に対処し得る万全の救急体制を構築してまいります。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 はい、分かりました。ぜひ、まだまだ新型コロナウイルス感染症が続きそうなので、職員の皆さんの安全・安心の管理、よろしくをお願いします。

次の項目で人事交流について伺いたいと思います。

広域以前は、市によっては市長部局の職員が市の消防長を務めていたケースもあったようですが、広域後、構成市からの幹部職員の出向事例はあるのかどうか、これをまず伺いたいと思います。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対し、岸企画総務部長に答弁を求めます。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

平成25年の広域化後、構成市からの幹部職員の出向事例はございません。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 私も聞いたことがなかったので、やはり改めてないということが分かりました。

そこで、これまで構成市や国、または県から幹部職員を招くことの議論というのはあったのかどうか、これを伺いたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

これまでに、構成市、国または県から幹部職員を招くことについての議論はございませんでした。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 参考までに伺いたいのですが、消防の広域をしている一部事務組合で構成市、または国、または県から幹部職員を招いている事例はあるのかどうか、確認させてください。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

埼玉県内の消防本部での事例でございますが、県内27消防本部のうち、一部事務組合は14本部でございます。令和2年4月1日現在のところ、埼玉県職員を定年退職し、その後再任で消防長を務めている消防本部が1本部、また、構成市から部長級職員の派遣を受けている消防本部が2本部ございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 招いている事例があるんですね。

それで、ここからは今後について管理者に伺っていきたいのですが、広域化されて年数がたつと、構成市との関係も徐々に薄れていくことが予想されます。私も広域前に川越と川島が広域化しているので、その一部事務組合に行ったときにそういうお話は伺ったことがありました。組織に新しい外部の風を入れる意味としがらみのない外部職員の指摘から組織を監視するという意味においても、私は幹部職員の人事交流が効果的だと考えています。見解を伺いたいと思います。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対し、藤本管理者に答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 お答えいたします。

私は、実務のトップはやはり現場を知る消防職員がよりよいと考えていますが、御意見も参考にさせていただきます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 分かりました。

そうしたら、ぜひ参考にさせていただいて、今後国や県から幹部職員を招くことも検討していただければと思います。

次に、これは最後の質問にさせていただきますが、私は人事交流の視点には女性の登用というのも大変大切だと思っております。

1986年、男女雇用機会均等法が施行されて30年以上たって、多くの企業で女性の取締役が誕生しているわけです。そうした企業の特集を組んでいる番組なんかも時々見られるわけですが、女性の取締役の登用によっては、女性の労働環境に大きな差が出始めているというのもまた番組においては報道されたりしていました。一方で、ヒアリングなどで聞きますと、女性の職員の管理職昇任試験の受検率というのも一つの大きな課題だということで、この受検率を高める対策も必要だと思うんですが、私は受検率が低い理由の一つに、目指すべき女性の管理職像を見る機会が少ないというか、余りそういう機会が少ないことも受検率の低い

原因の一個ではないかなというふうに考えている一人です。

そこで伺いたいのは、構成市や国、県から女性の幹部職員を招くことについて伺いたいのですが、女性職員が幹部職員として埼玉西部消防組合において、場合によっては国から、県から女性の幹部職員を招く時期、検討する時期がきているのではないかなと思いますけれども、管理者にその辺の見解を伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 お答えいたします。

所沢市でも女性職員がより多く管理職となっていくことを進めておりますが、同様に、消防においても推進してまいればと考えております。

以上です。

○田村秀二議長 以上で、石本議員の一般質問は終了いたしました。

◎休憩の宣告

○田村秀二議長 ここで、一般質問の途中でありますが、暫時休憩いたします。

再開は16時を予定しております。

午後3時44分休憩

午後 4 時 0 0 分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○田村秀二議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めます。

◎一般質問（続き）

○田村秀二議長 次に、1番、矢作議員の一般質問を行います。

○矢作いづみ議員 それでは、一般質問いたします。

質問の順番ですが、項目1、項目3、項目2の順に質問いたします。

それでは、項目の1から質問いたします。

消防指令業務の共同運用についてです。

5月の消防臨時会の際、消防指令業務の共同運用について報告がありました。共同運用実施への課題については、各消防本部での出場体制が異なっていることとの答弁がありました。

私はこの間の協議会、研究会、作業部会の資料を読ませていただきました。当初、6消防本部で共同運用が進められていましたが、5月に入間東部地区事務組合消防本部が脱退を表明し、6月に埼玉県央広域消防本部が加わることとなりました。新たな体制で共同運用が検討されるとのことですが、次の3点を一括して質問いたします。

県内他ブロックの状況について、共同運用で行う業務以外の対応と共同運用後の運用方法について、指令センターが1か所になり、指令台数が現状の20台から11台に削減されるということですが、局地的、同時多発における指令業務の処理能力について、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対し、岸企画総務部長に答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 それでは、初めに共同運用を実施している地域の関連につきまして御答弁させていただきます。

初めに、既に共同運用を実施しております地域は、熊谷市・行田市消防指令センター、上尾市・伊奈町消防指令センター、坂戸・鶴ヶ島消防組合・西入間広域消防組合消防指令センターの3地域でございます。

次に、他の地域における協議検討の状況でございますけれども、本組合が参加している地域以外で県内で協議会等の検討組織を設置し、検討を進めている地域はございません。

次に、共同運用で行う基幹業務以外の部分のお答えを申し上げます。

基幹業務以外の具体的な業務といたしましては、職員や市民に配信しております管内の災害情報メールの配信業務等を検討しております。

次に、各消防本部で行う指令業務の運用方法でございますけれども、現在では各消防本部で単独で行っている業務範囲が異なっておりますことから、共同で運用するほうが効率的で効果的な場合もございますので、現在、費用対効果を含め調査研究をしているところでございます。

3点目になりますけれども、指令センターを1か所に集約する関係の御質問にお答えいたします。

指令センターを1か所に集約をすることにつきましては、6本部の災害状況を一元的に把握できますので、災害状況により応援出動の要請が迅速に行えるなど、初動体制の強化が図れると考えております。

以上でございます。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、通信環境について伺ってまいりたいと思います。

研究会の資料によりますと、電波の基準調査は障害物のない下りを行っているようですが、上りの調査が行われていないようです。この調査、電波伝搬調査はかなりの時間と費用が必要かと考えますけれども、それについてお答えいただきたいと思います。

そして2点目ですけれども、5月の臨時会の課題として出場体制が違うということでお示しいただきました。これを統一することができるのでしょうか。個々の消防局の特性や地域特性などが生かされなくなるのではないかと考えますけれども、以上、2点お答えください。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 まず、1点目の電波伝搬調査の関係でございますけれども、新たな6本部での調査研究が現実には始まったばかりでございます。今後具体的に検討が進んでいく中で、しっかりと予算を組んだ中で、電波伝搬調査をしっかりと実施をしていくという状況でございますので、現在詳細についてはまだ不明でございます。

次に、出場体制の関係でございますけれども、こちらは共同運用についての課題とメリット・デメリットというのが一般的でございます。この中で異なる消防本部が指令の共同運用を行いますので、部隊運用等を補完する工夫、これが必要になります。こういった調整は解決できる課題だというふうに考えております。

以上でございます。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 今回、通信業務ということでお伺いいたしました。この共同運用ですけ

れども、今回のコロナ禍での保健所の統廃合に象徴されるように、先ほども御答弁の中でもありましたけれども、費用対効果、効率化だけでは図れない重要な問題と捉えております。共同運用から辞退する消防局の判断にも学び、大規模災害を想定して市民の安心・安全を最優先で拙速に進めるべきではないということを申し上げまして、次の質問にまいります。

懲戒処分について伺ってまいります。

埼玉西部消防局内において、消防局長によるセクシャルハラスメントが起きているとの情報が私に寄せられました。こうしたことがあると女性は安心して働きません。今回、戒告処分があったと聞いておりますけれども、時系列で経過をお示しいただきたいと思います。管理者、お願いいたします。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対し、藤本管理者に答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 今回の件については、とても残念なことであり、遺憾に思っております。

6月18日、私管理者宛てに訴えが届けられました。

そこで、翌19日には、関係女性職員複数名とそれぞれ個別に面談を行いました。その後、同日夜にはハラスメントを行ったとされる男性職員からも事情を聴取いたしました。また、土日を挟んで22日にも女性職員1人から改めて話を聞きました。

なお、事情を聞く際は、私より副管理者に連絡を行い、できる限り複数名で事情を聴取いたしました。また、23、24日には第三者からも客観的な裏づけを取るべく幹部職員をして聴取をさせました。

その結果、訴えられている行為についてはほぼ一致しておりましたが、それに対する認識については相当の隔たりが見られました。

その後、私及び副管理者全員で話し合いを行い、埼玉西部消防局における懲戒処分の基準及び人事院懲戒処分の指針に基づき処分を決定し、7月2日、管理者、副管理者全員出席のもと、懲戒処分をいたしました。

なお、処分に当たっては、法律の専門家に助言をいただいた上で決定いたしました。

以上です。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 今経緯を御説明いただいて、処分の決定をされた経過も伺ったわけですが、管理者のほうからも今ありましたように基準ですね、当消防局の基準、また、人事院の懲戒処分の指針があるわけですが、この内容について、企画総務部長、セクシャルハラスメントの処分の標準例を端的にお示しいただきたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

懲戒処分の基準に基づく処分量定につきましては、量定の重い順に強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為が「免職又は停職」、意に反することを認識した上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返しが「停職又は減給」、意に反することを認識した上でのわいせつな言辞等の性的な言動が「減給又は戒告」となります。

以上でございます。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 2017年に平井議員が忘年会での女性セクシャルハラスメントの件で一般質問をしております。そのときの処分が身体的接触で減給でした。今回は処分が甘過ぎるという声がありますけれども、なぜ戒告処分で済まされたのでしょうか。管理者、御答弁願います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 埼玉西部消防局における懲戒処分の基準及び人事院懲戒処分の指針に基づき、(14)のウに相当するとして決定をいたしました。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 私の知り得ている範囲では、ウには該当しないのではないかと思います。

それでは、さらに伺ってまいりますけれども、埼玉西部消防局の基準では非違行為を行った職員が管理または監督の地位などにあるなどその職責が特に高いときは処分の種類は重いものとするというふうに示されております。しかし、今回の処分は非常に軽いということで、こうした処分が行われるということでは士気が下がり、職場環境が悪化、組織の機能低下を招くことは火を見るより明らかではないかと考えます。幹部の処分が適正に行われなければ組織は機能しなくなります。

埼玉西部消防組合職員からの公益通報の処理に関する規程及び埼玉西部消防組合職員からの苦情相談に関する規則によれば、調査、公平委員会の設置、報告がなされることとなっておりますけれども、それが行われたかどうかということを管理者にお伺いしたいと思いますし、先ほどの経過ではこれが行われたというふうには認識しておりませんが、もし行われていないならば、その理由をお示しいただきたいと思っております。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 立場として私たち管理者、副管理者で早急に対応に当たること、また、いただいた最初の手紙においても、また事情聴取をする中でも、公表しないで欲しいという女性職員からの願いを尊重したことなどであります。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 さらに伺ってまいりますけれども、総務省への公益通報も行われたと聞きまして、私も消防庁の総務課に確認をしました。総務省からの問い合わせにどのようにお答えになったのか、これは企画総務部長、お答えいただければと思いますが。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

総務省消防庁への今の御質問でございますけれども、私はその点は承知しておりません。

以上でございます。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それで今回、戒告処分ということで、これは非公開というふうにされていると聞いておりますけれども、確認したいと思います。管理者、お願いいたします。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 非公開ではありません。適宜、年度の最後のところになると思いますけれども、幹部職員に報告することになっています。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 先ほど管理者が、公表しないで欲しいという被害者の方からの声もあったということですが、なかなか今回の事案がはっきりはしなかったというようなこともありまして、被害者を守るというふうにおっしゃっておりますけれども、適正な処分をされないということは被害に遭われた方を二重、三重に苦しめることになるんです。そこを認識していただきたいと思っておりますけれども、今回の処分、軽過ぎるのではないかとというふうに思いますけれども、管理者は一体誰を守っているのでしょうか。御答弁ください。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 きちんとした基準に基づき、適切に判断しております。

以上です。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、先ほど管理者のほうから、残念であり、遺憾であるということの発言がありましたけれども、今回のセクシャルハラスメントの事案をどう捉えていらっしゃるのでしょうか。先ほど議案質疑の前の発言として、残念であり、遺憾であるというふうにおっしゃっておりますけれども、一体何を残念と思っておられるのか。私、これを聞いたときに非常に耳を疑いました。何が残念なのか、私のほうが残念に思います。この議会前

に消防局長が辞職をされるのかと思っていましたけれども、今日辞職願が出されたということで、管理者が慰留をしていたのかというふうに思いますし、任命責任を問われる問題だと思いますけれども、セクシャルハラスメントに関する今回の事案についての見解を伺いたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 この件については先ほども申し上げましたとおりであります。また、判断においては適切に基準に基づき判断をさせていただきました。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 当事者が声を上げるということで、聞き取りもされているということですけれども、相当な決意があつてのことだと思っております。職場を良くしていきたい、きちんとした処分がされないと組織が駄目になるという思いを尊重されるためにしっかりと膿を出し切ることが必要だと思っております。人権の尊重ですとか、ハラスメントの認識に対する教育など、特に幹部には徹底して行わなければいけないと考えておりますけれども、再発防止に向けて管理者はどのようにお考えでしょうか。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 綱紀肅正について徹底してまいります。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、項目2を伺ってまいります。

働きやすい職場づくりについてです。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、労働施策総合推進法の改正に伴い、特定事業主行動計画の策定、さらに今年の6月までには職場におけるパワーハラスメント防止対策の策定が事業所に義務づけられました。

そこで伺ってまいります。

パワーハラスメント防止対策の策定と具体策並びに窓口対応について伺います。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対し、岸企画総務部長に答弁を求めます。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

初めに、パワーハラスメントの防止対策につきましては、既に策定されておりますハラスメント防止に関するマニュアルにおいて、パワハラ行為の禁止を定めております。

また、法改正により国家公務員の懲戒処分の指針の標準例にパワーハラスメントが追加されたことから、本組合におきましても、埼玉西部消防局における懲戒処分の基準の一部を改正し、処分標準例にパワーハラスメントを追加いたしました。

次に、対策例につきましては、ハラスメントに関する部内研修を計画的に実施しているほか、総務省消防庁等が主催しております外部研修に職員を派遣しております。

次に、ハラスメントに関する相談窓口は総務課人事担当職員を中心とした5名で構成しており、案件が発生した場合は相談内容を聴取し、状況により相手職員からも事情を確認いたします。その後、双方から聴取した内容を総合的に判断した上で、被害を受けた職員の意向を尊重しながら対応を進めることとしております。

以上でございます。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 パワーハラスメントの対策ということでは具体的にきちんと策定をされているということで今御答弁がありました。これがきちんと行われていれば今回のような大問題が起きてこなかったのではないかというふうにも考えるわけですが、次の質問にまいります。

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の課題と女性消防職員が働きやすい職場環境整備について伺います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

現在の課題といたしましては、管理的地位にある職員に占める女性の割合が1.2%と国家公務員や民間企業と比較すると少数になっております。

このことから、消防大学校の女性活躍推進コースなどへ女性職員を派遣し、昇任意欲が向上する取組を実施しているところでございます。

次に、女性消防職員が働きやすい職場環境につきましては、女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスが両立された職場と考えております。

こうした職場環境を実現していくには、女性職員の能力開発と管理的地位にある女性職員の割合を高める必要があることから、引き続き女性活躍推進に向けた研修制度などの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 やはり女性が働きやすい職場というのは、誰もが働きやすい職場に変わっていくというふうに思っております。今回2項目め、3項目め、質問させていただきましたけれども、管理者にもう一度お伺いしたいと思います。先ほどの発言ですね。残念であり、遺憾であるということですが、管理者は一体何を残念というふうに思っておられるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 このような事件が起きてしまったことでもあります。そしてそれを綱紀肅正が
図れなかったことでもあります。

○田村秀二議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 綱紀肅正ということですが、先ほど私が申し上げましたように
2017年にもセクシャルハラスメントの事案がありまして、その際にも綱紀肅正ということで
文書も出されているようでもあります。先ほど働きやすい職場づくりということで、パワーハ
ラスメントの具体策ということで計画がつけられているということも御答弁いただきました。

適正な手続を踏んできちんと処分が下されていれば、ここまで事が大きくなったかどうか
分かりませんが、女性職員の方々の思いを踏みにじるようなことが続いてきたという
ことが非常に残念に思っております。女性にとっても、男性にとっても働きやすい職場に変
えていくときではないかというふうに思っております。

管理者、そして幹部の皆さんに認識を改めていただいて、一層の努力を求めて、私の一般
質問を終わりたいと思います。

○田村秀二議長 以上で、矢作議員の一般質問は終了いたしました。

◎会議時間の延長

○田村秀二議長 お諮りします。

本日の会議時間は議事の進行によりあらかじめ延長したいと思います。御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

会議時間を延長いたします。

◎一般質問（続き）

○田村秀二議長 次に、14番、永澤議員。

○永澤美恵子議員 14番、永澤美恵子です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

本年4月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」
が施行されました。この法律は、男女ともに働きやすい職場環境を目指して、企業に対して
ハラスメント防止を義務化したものであり、6月には国家公務員に準じて、地方公務員にも
法令遵守の人事院勧告が出されております。

このさなかに、埼玉西部消防局のトップによるパワーハラスメントに伴うセクシャルハラスメントが発覚したことは非常に遺憾であり、許されることではありません。

子育てや家庭を守りながら懸命に働く女性職員はもとより、任務に誇りを持って取り組んでおられる全ての消防職員の思いを胸に質問をさせていただきます。

1として、まず処分の妥当性について、重複するところもあるかと思いますが、質問をさせていただきます。

今回の消防局長のセクハラ発言や行動、パワハラ発言に対して職員から匿名でお手紙をいただき、私なりに聞き取りを行わせていただいた結果、多くの女性職員が心を痛めており、決定された処分に不満や不安を抱いている職員が女性に限らず、周囲の男性職員の中にもおられるということが分かりました。

消防局長の勤務時間内外のパワハラを伴うセクハラ発言は周囲の職員も周知をしており、私の認識では埼玉西部消防局における懲戒処分の基準の標準例で言えば、減給以上の処分に当たると思います。

さらに、基準には次のように示されております。標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合に、非違行為を行った職員が管理または監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき、つまり職責が高いほどその行為が周囲に与える影響が大きいことから、さらなる重い処分が課せられるというわけであります。

今回の事件は、埼玉西部消防局長の事件であります。平成27年当時の消防署長によるセクハラが起きたときの減給10%の処分と比較し、今回の事案は常習性、勤務時間内外、被害者の多さ、さらにその職責が全ての消防職員を統括する地位であったことを考えると、さらなる重い処分が下されて当然であると思われま

す。管理者として今回の処分を最も軽い処分とした根拠についてお伺いいたします。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対して、藤本管理者に答弁願います。

藤本管理者。

○藤本管理者 お答えいたします。

それらを含めて、行為者の行為の対応等から考え、個別、適切に判断したものであります。

中身については、公表は避けさせていただきたいと思

○田村秀二議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 埼玉西部消防局のハラスメント防止に関するマニュアルには、性的な冗談や性的なうわさをすること、相手が固辞しているのに職員をしつこくデートに誘うこと、こういうことも禁止行為とされています。そしてまたセクハラ

の相談を受けた総務課人事担当は事案について事実関係を確認し、適切な措置を講ずるともあります。また、懲戒処分を決定する際には審査委員会を設けて審査を行うなどの規定も作成されています。

しかし、今回、これらのマニュアル、審査委員会全て消防局長に最終責任があるわけですから、そのトップの不祥事には、これまでのあらゆるマニュアル、何も通用しない事案であるわけです。ですから、被害者は勇気を持って管理者のところに御相談に行ったわけです。性的な冗談や性的なうわさをすることすら、今の時代、昭和ではありません。令和の時代は許されないのです。そのことをぜひ分かっていただきたいです。どちらの言い分がどうなのか、そういうことではないんです。受けたほうがつらい、苦しい、やめてくれ、そういう思いのときには、それがもうセクハラ、パワハラに該当するんです。そういった意味では本当に今回勇気を持って管理者のところにいった被害者の方々の思いを受け止めて、今回の処分では到底納得できない、このような思いになるのは致し方ないことだと思います。

今この話を聞いていただいて、どのようにお感じになるか、再度御答弁をお願いいたします。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 答弁は、どのように感じたのかということについては控えさせていただきますが、きちんと個別に考えて、そして基準に照らし合わせ、法律の専門家にも助言をいただきながら適切に判断をさせていただきました。

○田村秀二議長 14番、永澤議員。

○永澤美恵子議員 今回の処分ですね、今後絶対あってはいけないのですけれども、万が一、同じような事件が発生してしまったときの前例となるんです。今、職員からはハラスメントを受けても、パワハラを受けても誰も責任を取ってくれない、守ってもらえない組織で働く不安の声も上がっております。ぜひとも今回処分を覆すことはないかもしれないのですけれども、もう一度お考えをいただきたい、このように切に願うものであります。

次に移らせていただきます。

処分決定の合議のあり方なんですけれども、今回の処分は、管理者と構成4市の副管理者4名の合意の上で7月初旬に決定されたと聞いております。当然、この構成5市の会議が懲戒処分の審査委員会、これに当たると思われます。本当に戒告処分が妥当と思われているのか、4市の副管理者、今回の処分についてどのように感じておられるのか、お一人お一人お聞きしたいところではございますが、時間の関係上、私が入間市からの選出議員ということでもあり、副管理者の田中副管理者にお気持ちをお伺いいたします。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対し、田中副管理者に答弁を求めます。

田中副管理者。

○田中副管理者 お答えいたします。

合議の関係ですけれども、管理者を初め副管理者も全てこういった事態が起きたことを、

悲しいことでもありますし、絶対こういった環境を直さなければいけない、その信念のもとで合議の中で決定したものであります。

結果的には、管理者が言ったとおりでありますけれども、気持ちと言われるとまた難しいところなんですけれども、管理者が言ったように残念であり、遺憾だと思っていますし、また、議員が質問の中で言われたように遺憾であり、許されることではないのかなと思っております。しかしながら、その処分の中には、訴えの中身、訴えた方々の願い、そういったものも含めて、管理者が言ったようにいろいろな角度から適切に処分したものと思っております。

以上です。

○田村秀二議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 分かりました。

それでは、何度聞いてもここは相入れないものだと思いますので、次に移らせていただきます。

処分後の職員への対応について、管理者にお伺いいたします。

何度も言うようですが、今回の当事者は消防局のトップであり、災害が起きた場合の指揮系統を担う立場の方の不祥事であれば、全消防局員の心中は穏やかではないと思います。当然、上長への不信、仕事に対するモチベーションが低下するおそれがあります。結果として、ミスが起こり、構成5市の市民の安全にも影響を及ぼしかねない、このように考えます。管理者として、消防局の幹部を集め、綱紀粛正の指示を直接すべき立場であるかと考えますが、どのような対応をされたのか、お伺いいたします。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対し、藤本管理者に答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 お答えいたします。

幹部職員を集めて何か申しているということはありません。今の時点ではありません。

行為者本人に対しては、懲戒処分を言い渡すとともに、真に行動を反省し、今後行動を厳に慎むこと、女性職員に対して詮索と思われるような行動を一切しないこと等を指導いたしました。

以上です。

○田村秀二議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 私が聞くところによりますと、7月2日に処分が下り、7日に被害職員には企画総務部長より報告があったそうでございます。ただ、詳しい処分内容は教えないと、いただけなかったそうです。ここで、今回の事案が解決すると思われたのか、そこが不思議でならないのです。納得がいかないから、私のところまで匿名の手紙を送らなければいけな

いほどせっぱ詰まってしまったのではないかと思います。

現在、消防職員の間には様々なうわさや憶測が流れています。トップの不祥事を部下である企画総務部長を初めとする管理職が綱紀粛正を促すことは難しいです。できません。こういふときこそ、管理者がリーダーシップを発揮すべきではなかったかと思いますが、もう一度御答弁のほどお願いいたします。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 今後の話でしょうか、今までの……、そうすべきだったかもしれませんが、適正に判断をし、処分をし、それにのっとって公表の基準等もありますので、行わせていただいております。

○田村秀二議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 大変残念であります。正直、基準とかマニュアルとかたくさんございます。ただ、今回、それほど大変なことであり、公表しなかったとしても、皆さん分かっている、そういったそよそよとした空気というものが大変私は事故につながると思うんです。これからでも構いませんので、ぜひとも御指導、管理者、副管理者で埼玉西部消防組合一つにまたまとまって、すばらしい組織になるように綱紀粛正を促していただきたいと切に思います。

今後の対応についてお伺いいたします。

平成31年4月に埼玉西部消防局ハラスメント防止宣言を当事者である消防局長名でされていることは、今回、より深刻であると言わなければなりません。防止宣言の基本的な考えには、公務員に求められる高い倫理観に加えて、消防職員はひとときわ高い倫理観を備えなければならない、こう書かれてあります。

平成27年の不祥事後、ハラスメント防止宣言を行っても、綱紀粛正の文を皆さんにお配りしても、結局掛け声倒れで再び不祥事が発生した以上、より高い倫理観を求め、気を引き締めるなどの精神的な対策では実効性がないことは今回明らかとなりました。

そこで、今後の対応について、以下3点お伺いいたします。

1点目として、二度とあってはならないセクハラ問題や被害者に対するパワハラ問題に決着をつけるための対策をどのようにとられるのでしょうか。

例えば外部識者を交えた第三者委員会を設置し、より厳しい対策マニュアルを制定するなど実効性のある具体的な対策をとるべきだと考えます。その際特に御留意いただきたいのが被害者の方々の立場を、お気持ちをどのように保護していくかであります。組織で働く人間が勇気を持って被害を訴えなければ表に出にくいのがハラスメントの怖さです。しかし、残念ながら、訴えたことによりさらなるパワハラを受けることになった事例もたくさんあるん

です。被害に遭った職員を全力で守ることが重要です。管理者としてハラスメント根絶に向け、どのようにすべきと考えるのか、お伺いいたします。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 今回は事情聴取から処分決定まで、まず被害を受けた女性職員を守ることを第一に行ってまいりました。今後は、再発防止に向けていかなる実効性を持った対策がとれるかはしっかりと研究をしてまいります。

○田村秀二議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 消防局では不祥事を起こさないプログラム、ワークシートとかを常に常に皆さんやっつけていらっしゃるそうなのですが、それすら何も役に立たなかったということでございます。本当に第三者委員会を設置して、学識経験者等で、どうやったらこの組織でこういうハラスメントが起きないかということもぜひ考えていただきたいと思います。

学校では、いじめがあった場合に、無記名で、先生がどうだったかということを書かせて、集めるときも絶対誰か分からないように集めたり、いろいろな工夫をされています。自分の上長に提出するのに正直なことを書けないと思うんです。そういった意味でもいろいろな聞き取り調査を行う、いろいろな工夫をしていただきながら、徹底していただきたいと思いません。

2点目として、先ほどと重なるんですけども、消防局幹部の不祥事が続くことで今本当に若い消防職員の士気が下がっているのではないかと危機意識を管理者本人が持たれているかなということです。これまでは消防局の組織の中で様々な対策を講じてきたわけですが、トップの不祥事というのは想定されていませんでした。消防局では対応できない事案の場合も具体的な対策を強化するお気持ちがあるのか、お伺いいたします。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 もちろんであります。幹部職員に対しては今後綱紀粛正を徹底してまいります。

○田村秀二議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 これから各署長や課長、部長、中間管理職の方々は若い職員にどう説明すればいいのか、今後の対応に大変苦慮されると思われまます。今回はもとより、やはりセクハラ、パワハラではなくても、例えば交通事故で自分とは関係なく、自分のミスで加害者になってしまう場合もある、トップが何か不祥事というか、そういうものを起こしてしまった場合には、やはり管理者と副管理者が連携して全力で埼玉西部消防組合を守るような思いで対応する仕組みをあらかじめつくっておくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 今後検討してまいります。

○田村秀二議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 最後になりますが、管理者としても消防局長の任命責任、非常に重いものであると言わざるを得ません。組合発足後わずか7年の間に幹部による不祥事が二度も起きていることは、消防局内だけでは組織の正常化や活性化を図ることは難しいのではないかと危惧されます。万が一、これは万が一なんですが、埼玉西部消防局内で上長には絶対服従であり、声も上げられないような古い体質、また派閥が残っているのであれば、局長人事については、先ほど石本議員の質問にもありましたが、構成5市の行政職員の幹部が統率するなど、一定の期間、風通しをよくするような仕組みづくりが必要と考えます。

先ほどの管理者の御答弁では、実務局長はやはり消防の中でというお話がありました。一例を挙げれば、入間市では、埼玉西部消防組合になる前は、消防署長は実務者、そして消防長は行政の部長職、こういう形の二本立てで行っておりました。こういった何か新しい風を送る必要があるのではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 御質問、ありがとうございます。

しかし、私は先ほど石本議員にお答えしましたとおり、現場のトップは現場を知る職員、出身者がよろしいかと思っています。その上に管理者、副管理者がおりますので、きちんと対応しております。ただ、いただいた御意見は参考にさせていただきます。

○田村秀二議長 永澤議員。

○永澤美恵子議員 ただ、管理者は管理者だけをされているわけではないんですね。所沢市という34万人の市を統率して、リードしていかなければならない。そうすると二本立てでできるかというのは大変心配されるところであります。ぜひとも埼玉西部消防組合のことを考えたときには新たにそういった考えも御検討いただければ大変ありがたいと思います。

私自身は、入間市消防署時代に、女性防火クラブの一員としてたくさんの消防職員とともに高齢者の防火点検に回らせていただきました。さらに議員になってからは、空き家問題のときは予防課がいち早く防火の観点から空き家問題に取り組んでくださり、職員の防火に対する意識の高さに本当に頭が下がる思いでございました。

現在も多くの消防職員が当時と変わらない使命感で任務に当たっておられます。その中でも男性中心の職場において、女性職員は懸命に働いています。どうかそのような職員の士気が下がらないよう、幹部職員の皆様も消防職員を目指したころの原点に立ち返っていただき

まして、埼玉西部消防局、どこよりもすばらしい組織として生まれ変わっていただくよう心から念願しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○田村秀二議長　以上で、永澤議員の一般質問は終了いたしました。

次に、11番、浅野議員。

○浅野美恵子議員　先ほど御挨拶させていただきましたけれども、7月から消防議員になりました所沢市選出の浅野美恵子です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、私も議員になりましたら、女性職員の方が書いた文書をいただきまして、読んで、本当にびっくりいたしました。市民の財産や命を守るトップの方がこのようなことをしているということは信じられませんでした。

先ほど矢作議員や永澤議員がおっしゃっていましたようにいろいろなことが分かってきましたので、やった本人は親しみを込めて言ったつもりでも、言われた女性、男性にとっては部下ですから、すごく傷ついているんですよね。やはり眠れなくなったとか、精神科の病院へ通ったとか、職場に行けなくなるくらいの被害の方もいらっしゃると思いますが、そこを辞めさせたくない、女性職員の方が辞めない職場であってほしいという思いで、私もこの問題は消防議員になった以上取り組みたいと思いました。

それで、今回、大変遺憾で、残念だと私も思いますが、消防局長が辞職なさったということで、ある意味、本当に局長がいるから職場に行けないと言っていた女性職員が辞めなくてよかったと思っております。大体泣き寝入りして辞めざるを得ない女性職員の方が、この消防局に限らず、ほかの職場でもあるのではないかと思いますので、そういう意味ではこの消防局の女性職員の方たちのまともは私はすばらしいなと思いました。そしてまたその女性職員を守る男性職員の方たちも思いやりを持って接していらっしゃるということで、組織としてはとてもすばらしい組織で、何かたまたまトップになる器ではない人がなってしまったという感想を抱きました。

どうしてこんなことをしゃべるかと言いますと、すみません、私消防局長に質問をしたくて通告しておりまして、でも御本人がいらっしゃらないので、今日一般質問ができなくて残念で、ちょっと予想にないことをしゃべらせていただいておりますが、いらっしゃらないので、また今回処分が出た経過もお聞きしたいと思ったのですが、先ほどの質問で分かりましたので、今後も公益通報した職員たちを不利益扱いしないということも管理者のほうからしっかりといただきましたので、そうすると質問がなくなりますが、せっかくのお時間ですので、少しさせていただきます。

先ほど経過の中で、管理者が、矢作議員にずっと日付を追って説明なさいまして、6月19日、呼んで、幹部職員の方がほかの職員にも聞いて調査をなさって、それまで消防長や女性

職員から聞いて、結果、行為は一致していたが、隔たりがあったのでこのような処分にしたというお話がありましたが、行為は一致していたが、隔たりがあったという意味がちょっとよく分からなくて、要するにセクハラ発言、また、個別に食事に誘って、セクハラ言動をしているということを書いてありますが、そういう行為が、女性からの訴え、また、消防局長もそれをしたということは認めたのでしょうか。その1点、お聞きしたいと思います。

○田村秀二議長　ただいまの質問に対し、藤本管理者から答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者　それぞれの職員に聞いて、行為についてはほぼ一致していたということであり、ります。

○田村秀二議長　浅野議員。

○浅野美恵子議員　ということは、女性職員が私どもに訴えたことということが事実だった。だけれども、公表しないぎりぎりの懲戒処分だったから、女性職員の人はもうちょっと社会的な制裁をしてほしいという思いで、本当は公表したくなかったけれども、管理者、先ほどの話だと4人の副管理者も含まれているようですが、管理者たちにはもう相談できないということで議員のほうに相談がきて、このような一般質問になっておりますが、その気持ちを聞いても、この処分では納得できないから、議員を頼ったという、この女性職員の方がそのようにおっしゃって書いてありますが、それについて管理者としていま一度、どなたかもお聞きになりましたが、やはりもうちょっと社会的に制裁がある処分にすべきだったとお思いにはなりませんでしょうか、お聞きいたします。

○田村秀二議長　答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者　様々なことを検証して、法律の専門家にも助言をいただいて、その上で先ほど矢作議員、永澤議員からも言われたことも含めまして、適切に対応させていただきました。以上です。

○田村秀二議長　浅野議員。

○浅野美恵子議員　ということだったら、ぜひ私としては、この一般質問の通告をした後、消防職員の方が何度か聞き取りをしてくださいました。そして消防局長に質問をすると通告しましたら、職員の方は、聞き取りは、私からヒアリングみたいなことはできませんから、消防局長にこの質問を渡したら、御自分が答えるとおっしゃったということで今日は聞けると思って来たのですが、先ほどのお話だと、議会が始まる前に辞職届を出されて、管理者は受理したとおっしゃっていますが、受理する前に、預かって、一応通告で答弁することにもなっているし、議会の大事な議案の採決がどうなったか、最後まで見てから辞職にならないのかという、そのような説得のようなことは管理者としてされたのでしょうか。お聞きいた

します。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 全ては本人で決定されています。

○田村秀二議長 浅野議員。

○浅野美恵子議員 本人のことを尊重したということですね。はい、分かりました。

ちょっと私としては残念で、できたら、本当に救急であり、財産を守るところのトップの方だから、最後の最後、踏ん張って、議場で何らかの御自分を釈明するとか、謝るとか、いろいろあったと思うんですが、それさえもできないような状態だったのかなという気もいたしますし、分かりました。

では、先ほど2人の議員さんが大体お聞きしたので、私の一般質問はこれで終わります。

御清聴、ありがとうございました。

○田村秀二議長 以上で、浅野議員の一般質問は終了いたします。

〔「議長」と言う人あり〕

○田村秀二議長 浅野議員。

○浅野美恵子議員 ただいまの一般質問を聞く中で、皆さんに提案を一つさせていただきたいのですが、埼玉西部消防局にハラスメント防止の徹底を求める決議案を出したいと思しますので、議長をしてよろしく願いいたします。

◎休憩の宣告

○田村秀二議長 暫時、休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後 5 時 0 6 分再開

出席議員 16 名

◎再開の宣告

○田村秀二議長 再開いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○田村秀二議長 休憩中、議会運営委員会が開かれましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告願います。

議会運営委員会委員長、福原議員。

[3 番 (福原浩昭議員) 登壇]

○福原浩昭議会運営委員会委員長 議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

11番、浅野議員より、「埼玉西部消防局にハラスメント防止の徹底を求める決議」が提出されましたので、その内容の件を日程として追加したいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○田村秀二議長 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎議事日程の追加

○田村秀二議長 ここでお諮りいたします。

「埼玉西部消防局にハラスメント防止の徹底を求める決議」についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村秀二議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎「埼玉西部消防局にハラスメント防止の徹底を求める決議」について

○田村秀二議長 それでは、「埼玉西部消防局にハラスメント防止の徹底を求める決議」を議題といたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

浅野議員。

○浅野美恵子議員 では、説明を、文書を読むことにおいて行わせていただきます。

埼玉西部消防局にハラスメント防止の徹底を求める決議。

埼玉西部消防局は、平成27年12月の忘年会の席上、女性職員にセクハラ行為を行った男性幹部職員に対し、減給処分とし、その後、ハラスメント防止宣言まで行っているにもかかわらず、このたび男性幹部職員が複数の女性職員に対しハラスメント行為を行い、懲戒処分を受けた。

広域後わずか7年余りで2度にわたる管理職のハラスメント行為は本議会として誠に遺憾であり、決して許されるものではない。

本年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」は、企業にハラスメント防止を義務化したものであり、公的機関である消防組合は、より高い倫理観のもと、率先してこの法律を遵守することが求められる。

よって本議会としては埼玉西部消防局に対し、今後2度とこのような不祥事を引き起こさないよう、実効性のあるハラスメント防止対策の徹底を求める。

以上決議する。

令和2年7月31日

提出者	浅野美恵子
	永澤美恵子
賛同者	石本亮三
	中村正義
	大川戸岩夫
	石原 昂
	野田直人

○田村秀二議長 提案理由の説明は終わりました。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより採決いたします。

「埼玉西部消防局にハラスメント防止の徹底を求める決議」については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「退席させていただきます」と言う人あり〕

○田村秀二議長 はい。

〔15番（加涌弘貴議員）退場する〕

○田村秀二議長 原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

〔15番（加涌弘貴議員）入場する〕

◎日程第11 閉会中の継続審査の申し出について

○田村秀二議長 日程第11、閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則108条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お手元に配付いたしました写しのとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎休憩の宣告

○田村秀二議長 この際、暫時休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後 5 時 2 5 分再開

出席議員 1 6 名

◎再開の宣告

○吉本新司副議長 会議を再開します。

◎議会運営委員会委員長報告

○吉本新司副議長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、福原議員。

〔3 番（福原浩昭議員）登壇〕

○福原浩昭議会運営委員会委員長 議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

議長から、議長辞職願が提出されましたので、議長辞職の件及び議長選挙の件を日程として追加したいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○吉本新司副議長 以上で報告を終わります。

◎議事日程の追加

○吉本新司副議長 田村秀二議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本新司副議長 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◎議長辞職の件

○吉本新司副議長 議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、6 番、田村秀二議員の退席を求めます。

〔6 番（田村秀二議員）退場する〕

○吉本新司副議長 まず、その辞職願を書記長に朗読させます。

北山書記長。

〔書記長朗読〕

○北山書記長 朗読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により埼玉西部消防組合議会議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和2年7月31日

埼玉西部消防組合議会議長、田村秀二

埼玉西部消防組合議会副議長、吉本新司様

以上で朗読を終わります。

○吉本新司副議長 お諮りいたします。

田村議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本新司副議長 御異議なしと認めます。

よって、田村議員の議長の辞職を許可することに決しました。

除斥を解除いたします。

〔6番（田村秀二議員）入場する〕

◎議長退任の挨拶

○吉本新司副議長 ただいま議長の辞職が決定いたしました田村議員から御挨拶をお願いいたします。

〔6番（田村秀二議員）登壇〕

○田村秀二議員 議長の退任に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

令和元年第2回定例会において、議員皆様の温かい御支援により議長の要職をいただきまして、誠にありがとうございました。

この間、吉本副議長を初め、議員の皆様方におかれましては、議事の運営などにおいて大変な御協力をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。

また、藤本管理者を初めといたしまして、副管理者、執行部の皆様にも多大な御協力を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

今後とも、組合議員として埼玉西部消防組合の発展のために努力してまいります。どうか皆様のさらなる御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手起こる）

◎議事日程の追加

○吉本新司副議長 ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本新司副議長 御異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

◎議長選挙について

○吉本新司副議長 議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本新司副議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

副議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本新司副議長 御異議なしと認めます。

ただいま副議長において指名することに決しました。

議長に、11番、浅野美恵子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長において指名いたしました浅野議員を当選人に決めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本新司副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました浅野議員が議長に当選されました。

浅野議員には、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○吉本新司副議長 ただいま議長に当選いたしました浅野議員から、就任の御挨拶をお願いいたします。

〔11番（浅野美恵子議員）登壇〕

○浅野美恵子議員 ただいま議員皆様の御理解、御同意を賜りまして議長に選任いただきました浅野美恵子でございます。誠に身に余る光栄でありますとともに、その責任の重さに身

の引き締まる思いであります。

現在、埼玉西部消防組合は、さらなる消防力の充実強化を目指し、職員一丸となって全力で取り組んでいるところでございますが、組合議会として消防行政運営全般に貢献できますように、また、今議会で議員一同が心から願いました人格や尊厳を傷つけるハラスメント行ないない職場となりますように誠心誠意、議長の職務を全うしてまいる所存でございます。

今後とも管理者、副管理者の皆様、また、議員各位の御支援、御協力を心からお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手起こる）

○吉本新司副議長　　ここで、議長と議長席を交代いたします。

〔議長、議長席に着席〕

◎休憩の宣告

○浅野美恵子議長　　この際、休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後 5 時 4 3 分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○浅野美恵子議長 会議を再開します。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果

○浅野美恵子議長 ここで、休憩中に開かれました議会運営委員会正副委員長の互選結果について書記長に報告させます。

北山書記長。

○北山書記長 報告いたします。

議会運営委員会 委員長 野田直人 議員

副委員長 中村正義 議員

以上でございます。

○浅野美恵子議長 以上で報告を終わります。

◎副議長辞職の件

○浅野美恵子議長 副議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、8番、吉本新司議員の退席を求めます。

[8番(吉本新司議員)退場する]

○浅野美恵子議長 まず、その辞職願を書記長に朗読させます。

北山書記長。

[書記長朗読]

○北山書記長 朗読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により埼玉西部消防組合議会副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和2年7月31日

埼玉西部消防組合議会副議長、吉本新司

埼玉西部消防組合議会議長、浅野美恵子様

以上で朗読を終わります。

○浅野美恵子議長 お諮りいたします。

吉本議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めます。

よって、吉本議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

除斥を解除いたします。

〔8番（吉本新司議員）入場する〕

◎副議長退任の挨拶

○浅野美恵子議長 ただいま副議長の辞職が決定いたしました吉本議員から、御挨拶をお願いいたします。

〔8番（吉本新司議員）登壇〕

○吉本新司議員 副議長の退任に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

令和元年第2回定例会において、議員の皆様より副議長の要職をいただきまして、誠にありがとうございました。

田村前議長を初め、議員の皆様、また藤本管理者を初め、副管理者、執行部の皆様にも御支援、御協力を賜り御礼申し上げるところでございます。

今後とも、微力ながら組合議員として、埼玉西部消防組合の発展のために努力してまいり所存でございます。これからもどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手起こる）

◎議事日程の追加

○浅野美恵子議長 ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

◎副議長選挙について

○浅野美恵子議長 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めます。

ただいま議長において指名することに決しました。

副議長に、13番、宮岡治郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

議長において指名いたしました宮岡議員を当選人に決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました宮岡議員が副議長に当選されました。

宮岡議員には、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○浅野美恵子議長 では、ただいま副議長に当選いたしました宮岡議員から就任の御挨拶をお願いいたします。

〔13番（宮岡治郎議員）登壇〕

○宮岡治郎副議長 ただいま皆様方の御賛同をいただきまして副議長に選任いただきました宮岡治郎でございます。

議長をお支えし、公平、円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻のほどよろしく申し上げます。（拍手起こる）

◎休憩の宣告

○浅野美恵子議長 この際、休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後 5 時 5 4 分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○浅野美恵子議長 会議を再開いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○浅野美恵子議長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、野田議員。

〔16番（野田直人議員）登壇〕

○野田直人議会運営委員会委員長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

管理者提出の人事案件1件を日程として追加したいと思いますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○浅野美恵子議長 以上で報告を終わります。

◎議事日程の追加

○浅野美恵子議長 管理者提出議案として、議案第16号「監査委員の選任について」、日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号を日程に追加し、議題といたします。

◎管理者提出議案の上程（議案第16号）

○浅野美恵子議長 議案第16号「監査委員の選任について」議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、8番、吉本新司議員の退席を求めます。

〔8番（吉本新司議員）退場する〕

○浅野美恵子議長 議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○浅野美恵子議長 提案理由について、藤本管理者から説明を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 議案第16号「監査委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

組合議員のうちから選任した監査委員の退職に伴う後任として、吉本新司氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○浅野美恵子議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○浅野美恵子議長 これより質疑を願います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○浅野美恵子議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○浅野美恵子議長 これより採決いたします。

議案第16号「監査委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認め、本案は同意することに決しました。

除斥を解除いたします。

〔8番（吉本新司議員）入場する〕

○浅野美恵子議長 ただいま監査委員に選任されました吉本議員から就任の御挨拶をお願いいたします。

〔8番（吉本新司議員）登壇〕

○吉本新司議員 ただいま監査委員の選任に当たりまして御同意を賜り、誠にありがとうございました。

監査委員の重責を深く認識をし、公明正大に職務を遂行してまいりたいと思いますので、皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。（拍手起こる）

◎動 議（議員提出議案）

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 6番、田村秀二議員。

○田村秀二議員 今回、ハラスメント防止の徹底を求める決議がなされまして、その調査特別委員会の設置を求めたいと思います。
提案させていただきます。

◎休憩の宣告

○浅野美恵子議長 ただいま田村秀二議員から特別委員会設置の申し入れがございましたので、暫時休憩いたします。

午後6時00分休憩

午後6時49分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○浅野美恵子議長 会議を再開いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○浅野美恵子議長 休憩中に議会運営委員会を開会いたしましたので、議会運営委員会委員長報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、野田議員。

[16番(野田直人議員)登壇]

○野田直人議会運営委員会委員長 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その協議の結果について御報告申し上げます。

6番、田村秀二議員から提案のありました埼玉西部消防局ハラスメント防止調査特別委員会の設置については、代表者会議にて検討することと決定いたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○浅野美恵子議長 休憩中に代表者会議を開催いたしましたので、その結果を御報告します。休憩前に6番、田村秀二議員から議員提出議案第1号として、埼玉西部消防局ハラスメント防止調査特別委員会の設置について提案がありました。

本議会としましても、今回のハラスメントに関する調査についての必要性を感じているところでございますが、調査の内容及び委員の定数等についての検討が必要であることから、本件については、後日、代表者会議を開催して調整を図ることといたしました。

以上です。御了承願います。

◎管理者挨拶

○浅野美恵子議長 ただいま管理者から挨拶を行いたい旨、申出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

[管理者(藤本正人)登壇]

○藤本管理者 令和2年第2回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まずは、このたび一般質問において御指摘いただきました事案につき、80万圏域市民の安全・安心を守る消防局として心よりおわび申し上げます。今後は心して綱紀肅正に努めてま

います。

本日は提案を申しあげました6議案につき、それぞれ原案のとおり可決、認定、また御同意いただいたことにも厚く御礼申し上げます。

いただきました御意見、御要望については、調査研究をさせていただき、今後の組合運営に反映させてまいります。

その上で、このたび御退任されました田村議長、吉本副議長におかれましては、消防行政全般にわたり特段な御尽力を賜りましたこと心より御礼申し上げます。

また、新たに御就任されました浅野議長、そして宮岡副議長を初め皆様におかれましては、今後一層の御指導を再び賜りますこと、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、繰り返しとなりますが、今後、埼玉西部消防組合におきましては、職場の環境をただし、また、綱紀粛正の徹底を図り、80万市民に対する信頼をきちんと回復すべく心して努めてまいりますことを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○浅野美恵子議長 これをもちまして、付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は長時間、大変お疲れさまでした。

午後6時54分閉会

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 北 山 勝 博

企画財政課副主幹（書記） 吉 田 聖 寿

企画財政課主査（書記） 二 上 綾 子

企画財政課主任（書記） 伊 藤 庸 介

前議長	田	村	秀	二
議長	浅	野	美	恵子
前副議長	吉	本	新	司
署名議員	中	村	正	義
署名議員	野	田	直	人